

津市上下水道事業公告第 30 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 28 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 加圧給水車の購入
- (2) 規 格 詳細は仕様書参照
- (3) 数 量 1 台
- (4) 納入期限 令和 1 0 年 3 月 1 7 日（金）
- (5) 納入場所 津市上下水道庁舎（津市殿村 5 番地）

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 本公告日において、津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に、「特殊車両（給水車）」を希望業種とし、市内又は準市内業者、として登録されている者
- (3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

3 入札の参加申込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「産業・しごと」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

4 質疑等の受付

(1) 提出期限

令和8年10月7日（水） 正午まで

(2) 提出場所

〒514-0073

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階

津市上下水道管理局 上下水道管理課 契約財産担当

(3) 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入のうえ、提出場所に持参、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）とします。

提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課 津市殿村5番地

電子メール 237-5811@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-237-5819

(4) その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書は受け付けません。また、電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

5 質疑等に対する回答

(1) 回答期日

令和8年10月13日（火）

(2) 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ん。

ア 提出期限

令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金） 正午まで（必着）

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

イ 提出場所

〒 5 1 4 - 0 0 7 3

津市殿村 5 番地 津市上下水道庁舎 2 階

津市上下水道管理局 上下水道管理課 契約財産担当

ウ 提出方法

提出方法については、上下水道管理課への持参、一般書留又は簡易書留とします。また、郵送による提出の場合は上下水道管理課へ到着確認を必ず行ってください。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、参加申込みのあった者全員に令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）までに資格審査結果通知書により通知します。

7 入札及び開札

(1) 日時

令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分から

(2) 場所

津市殿村 5 番地 津市上下水道庁舎入札室（2 階）

(3) 入札保証金

免除

(4) 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第 2 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

(5) 入札の無効

津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 1 9 条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

8 その他の注意事項

- (1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、件名、入札者の商号（名称）を記入し、入札を行ってください。
- (2) 落札に当たっては、入札書の内訳に記載された「①車両本体代金等」の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と、「②検査・登録手数料（印紙代等）及びナンバープレート代」の金額の合計金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から「①車両本体代金等」の金額の消費税及び地方消費税分に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とします。
- (3) 再度入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (4) 最低価格入札者が2者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) 落札者は、契約締結後、落札金額の根拠となった積算内訳書を提出してください。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (7) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (8) その他、入札の参加者は、別添「津市条件付一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。
- (9) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時45分から午後4時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。
- (10) 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず入札前日の午後3時までに津市上下水道管理局上下水道管理課へ確認してください。

【提出及び問い合わせ先】

〒514-0073 津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階

津市上下水道管理局 上下水道管理課 契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

メールアドレス 237-5811@city.tsu.lg.jp